

学びの場の充実③ / 教職員の在り方

1. 支援教育介助員の役割、配置の再構築
2. ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなど
基礎的環境整備の充実
3. 教職員の専門性の向上
4. 支援教育コーディネーターの役割の明確化
5. 前回の委員会の検討事項に関する再確認

令和4年7月25日

令和4年度第4回箕面市支援教育充実検討委員会

1. 支援教育介助員の役割、配置の再構築

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 支援教育介助員について（職務内容及び資格要件）

○職務内容

- ・市内小、中学校の支援学級に在籍する児童生徒への介助及び支援。
（箕面市：採用試験募集案内）

○資格要件

- ・任期付職員・・・資格要件は、下記①～③のどれかを保有すること。
 - ①教員免許（特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校）
 - ②保育士資格
 - ③介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー資格取得者を含む）
- ・会計年度任用職員・・・資格要件なし。

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 箕面市の支援教育介助員数（小学校・中学校） 《H24～R4》



※H24～R3年度は、年度末の実人数。R4年度は、予算ベースの数値。

《H24年度とR4年度を比較》

- ・ 小学校 支援教育介助員数 57人増加（H24年度に対して200%）
- ・ 中学校 支援教育介助員数 8人増加（H24年度に対して172%）

■ 支援教育介助員 1人あたりの介助及び支援をしている人数

- ・ 《小学校》 支援学級在籍児童数 730人 1人あたり 6.40人
- ・ 《中学校》 支援学級在籍生徒数 255人 1人あたり13.42人

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 他市の事例

○大阪府大阪狭山市（人口：約5.8万人）

- ・他市の介助員のような形で、「学びの支援員」を市内で23人配置している。
- ・小学校7校、中学校3校であるため、小学校に2人～4人配置し、中学校に1人配置している。
- ・「学びの支援員」は、抽出学習のサポートや通常学級での交流学习の際に、支援学級在籍の児童生徒に、サポートする。
- ・通常学級の児童生徒へのサポートは業務対象外。

○秋田県由利本荘市（人口：約7.3万人）

- ・通常学級に在籍しながら特別支援教育支援員の支援を受けることができる。
- ・小学校13校、中学校4校に特別支援教育支援員を43人配置。
- ・令和3年度は、小学生188人、中学生17人、計205人が支援を受けている。
- ・支援学級をサポートする介助員等の任用なし。

○神奈川県横須賀市（人口：約38.2万人）

- ・市で学習支援員を配置しており、学習支援員が通常学級の児童生徒を別室にて、支援している。
- ・介助員は、学校から申請に基づき配置。学校によっては、配置がない学校もある。
学校によっては、月100時間、配置している学校もある。
- ・介助員は、通常学級に配置され、毎日、半日または2時間から3時間の勤務している。
支援学級に配属されている介助員も2人おり、1日6時間、2人が1日毎に勤務している。

支援教育介助員の役割、配置の再構築

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援教育介助員の業務範囲が、「支援学級に在籍する児童生徒への介助及び支援」となっており、通常学級在籍で、困り感のある児童生徒に支援教育介助員が業務上、支援を行うことができない。
- ・ 支援教育介助員や支援担任による先回りの支援により、場合によっては、必要以上に支援を行っていることがある。

WG内で提案された対応例

1. 他市のように通常学級におけるサポートとして、「(仮称)学びの充実サポーター」の配置を検討し、支援教育介助員の配置を再構築する。
2. 「(仮称)学びの充実サポーター」を配置する場合、支援教育介助員との業務の違いを明確にする。

■ 検討の際の視点

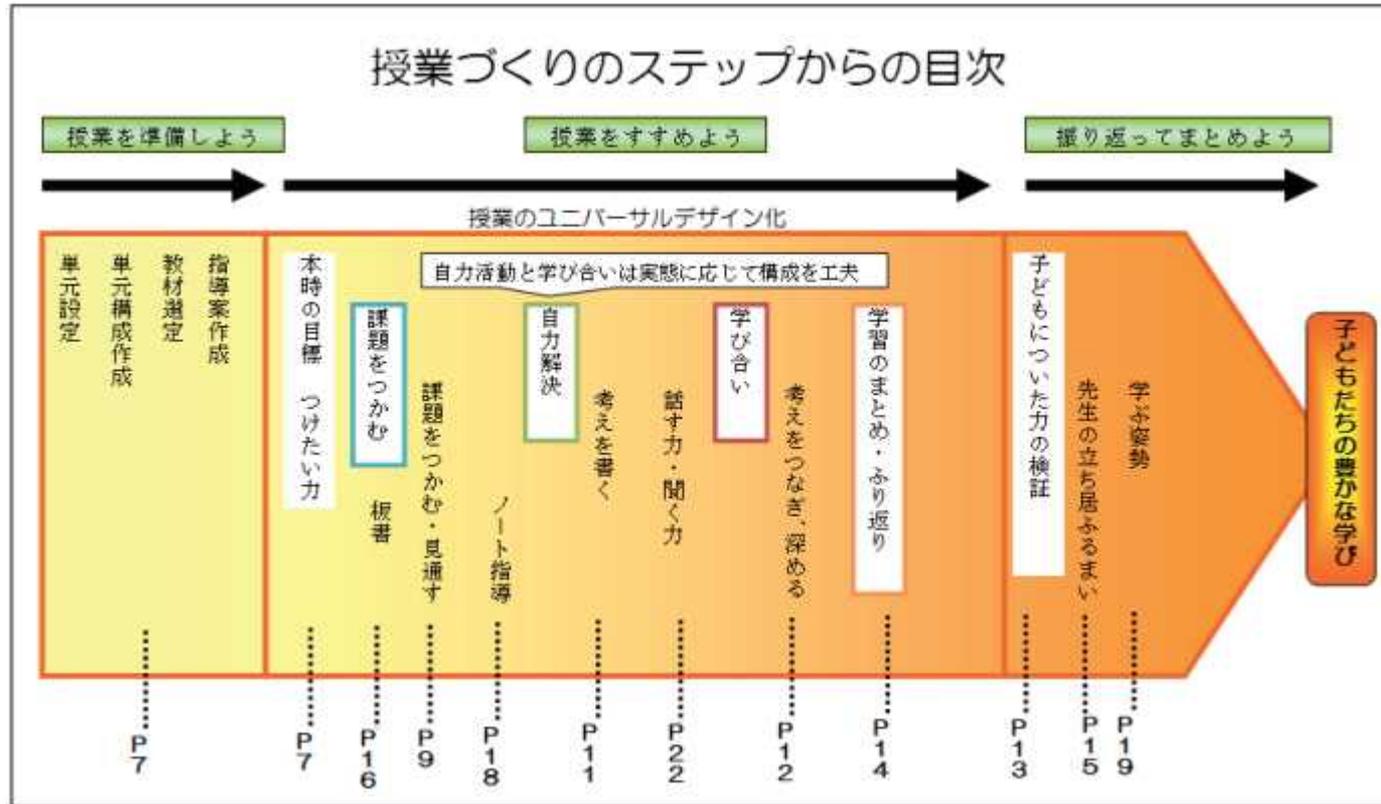
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」の業務範囲は、どのように設定するべきか。
(例：通常学級、通級、支援学級などの在籍に関わらず、学校内で困り感、サポートを必要とする児童生徒を支援する。)
- ・ 「(仮称)学びの充実サポーター」に資格要件は、必要か。
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

2.ユニバーサルデザイン(UD)の授業や学級づくりなど 基礎的環境整備の充実

UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

■ 箕面市の授業のユニバーサルデザインの取組について

箕面市では、「箕面の授業の基本」を策定し、すべての学校、すべての教員の共通理解のもと、子どもたちにとってわかりやすく、力のつく授業を目指している。



(箕面市：箕面の授業の基本)

UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

■授業のユニバーサルデザイン化（箕面市：箕面の授業の基本）

通常の学級の中で気になる子どもがわかるような授業内容を考えていくと、他のどの子どもにもわかりやすくなります。一人ひとりを大切にしたい授業を行うために、工夫や少しの配慮を行う授業のユニバーサルデザイン化が求められています。

【授業構成の工夫】

- ・ねらいや活動を絞って、シンプルにする。（丁寧な教材研究）
- ・子どもにも見通しが持てるように学習の流れを提示する。
（「何を」「どんな順番で」「どのように取り組んでいくのか」）
- ・さまざまな場面で全員が参加できることを意識して構成する。（ペア学習やグループ学習）

【視覚情報の活用】

- ・視覚教材の利用（絵や写真、デジタル教材）
- ・わかりやすい板書（チョークでの色分け、ノートと同じマス目の黒板）
- ・動作化（身体を使ったり、体験を通したりして学習する）
- ・環境の整備（学習の妨げになる視覚情報はできる限り減らし、黒板周辺はすっきりとさせる）

【指示、説明、発問】

- ・指示等の言葉はなるべく具体的でかつ単文にする。（一文一指示）
- ・教員の説明が多くなりすぎないようにする。（子どもの言葉での説明が学びを深める）
- ・終わりがわかる説明の仕方をする。（「今から3つのことを話します。1つめは…」）
- ・注意を促す言葉は、短く、肯定的な表現を使う。（授業中の声の大きさ、強さは状況に応じて変更）

【認め合う学級集団づくり】

- ・できたことを適切に評価し、学ぶことを喜びに。（授業の中で、子どものつながりを作る意識）
- ・机間指導を活用する。（その子どもにだけ届くアイコンタクトなども活用）

UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

■ 合理的配慮と基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、**「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。**

これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

(文部科学省：障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備)

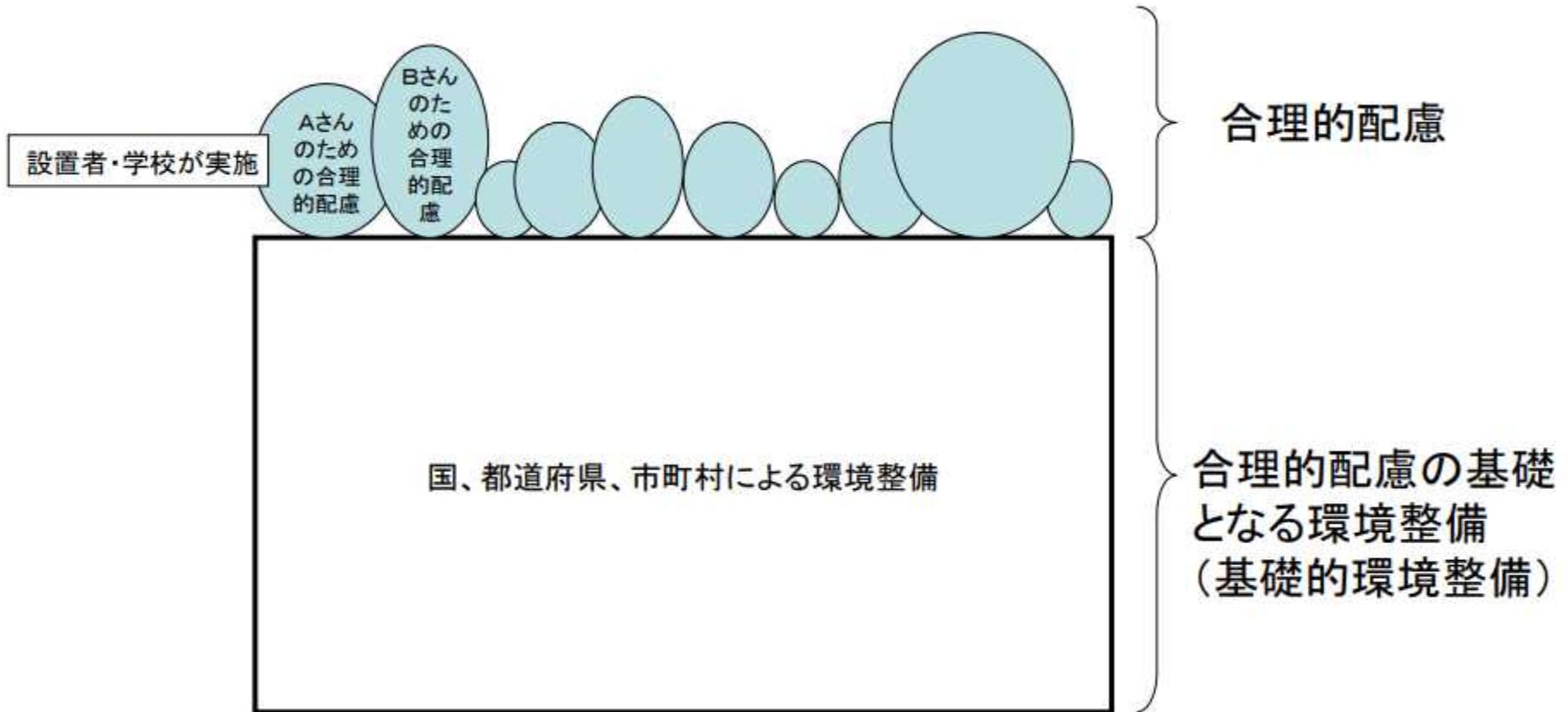
■ 基礎的環境整備

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

(文部科学省：障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備)

UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

■ 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



(文部科学省：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) 参考資料)

UDの授業や学級づくりなど基礎的環境整備の充実

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うための合理的配慮等について、教職員間における共通理解にずれがある。
- ・全教職員において、「ともに学びともに育つ」教育の理解が必要である。
- ・合理的配慮に係る研修が、支援学級担任向けに実施されており、学級担任向けには実施されていない。

WG内で提案された対応例

1. 教員の若年化が進んでいるため、今一度、徹底して「ともに学びともに育つ」教育について、理念を再認識するために、研修を継続していく。
2. 合理的配慮に係る研修を学級担任向けにも実施する。

■ 検討の際の視点

- ・どのような研修を行うことが効果的か。（例：対象、研修内容など）
- ・WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

3.教職員の専門性の向上

教職員の専門性の向上



文部科学省

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

●が検討会議のアウトプット・方向性

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- **採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験**



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職



中堅 (10年目～)

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた研修機会、コンテンツの整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

■ 箕面市の教職員の異動について

- ・ 教育経験を豊かにするため、新規採用教職員は、原則4年で異動の対象としている。
- ・ 初任校以降は、原則6年で異動の対象としている。

■ 箕面市の教職員の特別支援学校教諭免許の保有状況について（令和3年度）

- ・ 小学校 約10%
 - ・ 中学校 約8%
- ※管理職は含まず。

教職員の専門性の向上

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援教育に対する知識や経験不足の教員がいる。
- ・ 複数の学校で、「採用された教諭は、教員の視野を広げるために、支援担任を経験すべきである」との意見があった。

WG内で提案された対応例

1. 教員の視野を広げるための方策（採用後の支援担任の経験、特別支援学校教諭免許の取得サポート）を検討する。
2. 支援教育に対する知識や理解を深めるための研修を実施する。

■ 検討の際の視点

- ・ 国の方策に「採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験」と記載があるが、箕面市でも導入すべきか。
- ・ 導入する場合、何年程度、教諭を経験した後に、支援担任を経験することが適切か。
- ・ どのような研修を行うことが効果的か。（例：対象、研修内容など）
- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

4.支援教育コーディネーターの役割の明確化

支援教育コーディネーターの役割の明確化

■ 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターを校務として明確に位置付けることにより、学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと学校内の協力体制を構築するとともに、小・中学校又は盲・聾・養護学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る。

具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、(1) 学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び、(2) 保護者に対する学校の窓口として機能することが期待される。

一方、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターは、これらに地域支援の機能として、(3) 小・中学校等への支援が加わることを踏まえ、(4) 地域内の特別支援教育の核として関係機関とのより密接な連絡調整が期待される。

(文部科学省：特別支援教育について 資料3 特別支援教育コーディネーター養成研修について～その役割，資質・技能，及び養成研修の内容例～)

支援教育コーディネーターの役割の明確化

■ 特別支援教育コーディネーターに求められる資質・技能

(1) 連絡・調整に関すること

1. 校内における特別支援教育体制の構築に関すること
 - ・協力関係を推進するための情報収集、情報共有
 - ・交渉力や人間関係調整力

(2) 特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関すること

1. 障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識
 - ・特にLD、ADHD等の軽度発達障害
2. 児童生徒、保護者、担任との相談
 - ・カウンセリングマインド

(3) 障害のある児童生徒など教育実践の充実にに関すること

1. 障害のある児童生徒の教育に関する一般的な知識
 - ・関係する法令
 - ・教育課程や指導方法（特にLD、ADHD等の軽度発達障害）
2. 個別の指導計画の作成・実施・評価及び個別の教育支援計画に関すること
 - ・少人数指導や個別指導などチーム・ティーチングの活用等

(文部科学省：特別支援教育について 資料3 特別支援教育コーディネーター養成研修について～その役割、資質・技能、及び養成研修の内容例～)

■ 他市の事例

○神奈川県横須賀市（人口：約38.2万人）

- ・ 支援教育コーディネーターの専属はおらず、支援学級担任や養護教諭と兼任している。
- ・ 神奈川県から非常勤講師（15時間～20時間勤務）を半数の小中学校に配置してもらい、支援教育コーディネーターが担当する児童生徒数を減らし、コーディネーター業務に注力できるようにしている。

支援教育コーディネーターの役割の明確化

■ 支援教育充実検討委員会準備WGで判明した課題

- ・ 支援教育コーディネーターの専属はおらず、支援学級担任や養護教諭と兼任している。
- ・ 支援教育コーディネーターの業務を行いながら、他の支援担任と同数の児童生徒数を担当している場合、コーディネーター業務に注力することが難しい。
- ・ 支援教育コーディネーターの担当する児童生徒数を減らし、コーディネーター業務に注力できるように工夫している学校もある。

WG内で提案された対応例

1. 支援教育コーディネーターは、専任または、担当の児童生徒の人数を軽減し、校内巡回や支援担任の育成など校内で中心的な役割として動きを取りやすくする環境整備を検討する。
2. 支援教育コーディネーターに求められる職務を明確化する。

■ 検討の際の視点

- ・ WG内で提案された対応例以外の方策がないか。

5.前回の委員会の検討事項に関する再確認

前回の委員会の検討事項に関する再確認

■ 適切な自立活動の実施

- ・ 限られた人員体制の中で、適切な自立活動の指導を行うためにどのような工夫が考えられるか。

■ 専門的見地に基づく支援

- ・ 児童生徒にとっての個別最適な学びとは何か。
- ・ 通級や支援学級への入級に際し、専門的見地から入級を検討する場を設けるべきか。

■ 校内 ICT の利活用

- ・ 自立活動などの個別学習をより効果的に行うために、1人1台のタブレット端末を活用する方策はないか。